

# いわき市が行う入札・契約から暴力団等を排除する取り組みについて

いわき市 財政部 契約課

いわき市では、市が発注する建設工事等全ての入札・契約から暴力団関係者を排除するため、「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（以下「要綱」という。）」を制定し、その要綱を運用するため、いわき中央警察署・いわき東警察署・いわき南警察署と協定を締結しましたので、その概要をお知らせします。

## 1 排除の対象となる契約

- ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
- イ 測量又は設計に係る委託契約
- ウ 工事用原材料の購入に係る契約
- エ 役務の提供に係る委託契約
- オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
- カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
- キ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定

## 2 入札・契約からの排除要件

下請け、再委託、資材購入及び産業廃棄物処理委託を含む。

- ア 暴力団等が経営に参画・関与している法人等
- イ 暴力団等へ資金供給等している法人等
- ウ 暴力団等を利用している法人等

協定書に  
基づく  
連携

いわき中央警察署・いわき東警察署・  
いわき南警察署

- ア 排除該当の照会・回答
- イ 排除該当者の通報
- ウ 排除要請
- エ 紛議が生じた場合の支援・協力

排除措置

競争入札参加資格名簿からの排除  
入札の中止  
随意契約の相手方からの排除  
落札決定の取消し  
契約の解除  
指定管理者の指定の取消し

## 3 市の契約等の相手方への不当介入に対する措置

不当介入を受けたときは、市への報告、警察等関係機関への通報を行う。